

箴 諷 刺 諷 刺 訾 刺 譴 挑 皆已上 誹此 謗字

〔書言字考節用集八〕言辭 誹謗 訾同 譴史 誹同 謗九 誹謗此

〔倭訓栞前編十三〕會 誹毀をよめり、背するの義にや、又殺するにや、靈異記に誹をよみ、新撰

字鏡に、唾も訾もよめり、誹字、謗字も同じ、名人は人をそしらすといふ諺は、許魯齋が語に、君子省己、遠毀人乎哉とみゆ、

誹謗例

〔日本書紀二十五〕大化二年三月甲子、詔東國國司等曰、中 故前以良家大夫使治東方八道、既而國司之任、六人奉法、二人違令、毀譽各聞、朕便美厥奉法、疾斯違法、

〔日本書紀二十六〕二年、是歲、於飛鳥岡本更定宮地、中 時好興事、迺使水工穿渠、自香山西至石上山、

以舟二百隻載石上山、石順流控引於宮東山、累石爲垣、時人謗曰、狂心渠、損費功夫三萬餘矣、費損造垣功夫七萬餘矣、宮材爛矣、山椒埋矣、又謗曰、作石山丘、隨作自破、若據未成之時、作此謗乎、

〔日本靈異記中〕生愛欲戀吉祥天女像、感應示奇表、緣第十三

和泉國泉郡血淳山寺、有吉祥天女壻像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞來住於其山寺、睇之天女像、而

生愛欲繫心戀之、略 其弟子於師無禮、故噴擯去、所擯出里、訛師程事、中

訛ソ、恐ソシテ誤、

〔日本靈異記下〕誹奉寫法花經女人過失、以現口喎斜緣第廿

粟國名方郡埴村、在一女人忌部首、字曰多 白壁天皇仁 代、是女奉寫法花經於麻殖菴山寺、于時麻

殖郡人忌部連板屋舉顯彼女人之過失、以誹謗、故即口喎斜、面戻於後、而終不直、

〔榮花物語月宴〕さて參り給へり、村上後宮 登花殿にぞ御つぼねしたる、それよりして御とのゐ

しきりて、こと御かたぐあへてたちいで給はず、中 まいり給てのち、すべてよるひるふしお

きむつれさせ給ひて、よのまつりごとをしらせ給はぬさまなれば、只いまのそしりぐさには、こ